

参考：FAQ

以下の FAQ 以外にもご質問がある場合は、9 問合せ先 までお問い合わせください。

1	Q. 幼稚園の正規の教員は対象とのことですが、認定こども園の教員は支援の対象になりますか。 A. 認定こども園のうち、<u>幼稚園型及び幼保連携型</u>については支援の対象となります。 ※国・地方公共団体が設置する認定こども園を除きます。
2	Q. 申請締切日(令和7年 <u>12月15日</u>)より後に新規に採用された場合、支援の対象外ですか？ A. 今回の募集では対象となりませんが、来年度の募集で対象となり、来年度の交付候補者としての認定を受けた場合、令和9年度から交付を開始します。 来年度の募集要項や募集期間等の詳細については、確定次第発表させていただきます。
3	Q. 任期の定めのある教員（呼称例：常勤講師・常勤教員・専任講師等 で、雇用契約上、雇用期間や雇用更新回数等が規定されているもの）は対象ですか？ A. 募集要項1ページ目に記載されている補助金交付対象者の要件を満たす方であれば対象です。 《補助金交付対象者の主な要件》 （1）令和7年4月1日以降、本募集申請締切日までに都内の私立学校の正規の教員として採用され、雇用主である学校法人等が加入している私立学校共済組合等に加入している方 （2）私立学校に1週間当たり5日（定時制にあっては4日）以上勤務している方 （3）勤務する学校種別に必要な教員免許を有する方 ※ 詳しくは、勤務先の学校事務室のご担当者様にお問い合わせください。（※上記の要件は、私立学校経常費補助の算定における「本務教員」と同様）
4	Q. <u>令和6年度以前（令和7年3月31日以前）</u>に<u>正規</u>の教員として採用された場合は対象ですか？ A. 令和6年度以前から正規の教員として学校法人等に採用されていた方は、支援の対象とはなりません。
5	Q. 都内私立学校の正規教員として採用後、学校法人内での異動により都外の私立学校の正規教員となった場合、補助金の交付はなくなってしまいますか？ A. 本事業は都内の私立学校正規教員を支援対象としているため、原則として対象外となります。異動によりご質問のような状況になられた場合、速やかに都へご連絡ください。

6	Q. 今年度の交付候補者の認定後、来年度の都の交付が始まるまで奨学金返還猶予を行っても良いですか？ A. 奨学金返還猶予中の場合、都の認定後であっても、来年度以降の補助金交付申請が行えませんのでご注意ください。奨学金返還の延滞の発生、又は、奨学金貸与団体より減額返還の適用を受けている場合も同様です。
7	Q. これまで奨学金返還を延滞したことがあります。支援の対象になりますか。 A. 交付候補者の認定申請時点で延滞している場合、交付候補者の認定は受けられません。毎年度の交付申請時点で延滞している場合、その年度は支援の対象にはなりません。
8	Q. 第一種奨学金と第二種奨学金を併用していた場合、第二種奨学金を優先的に代理返還してもらうことは可能ですか？ A. どちらも返還残額が300万円以上ある場合、どちらか一方を選んで申請いただけます。それ以外の場合は、《認定申請にあたっての注意事項》②のとおり、返還残額に応じてそれぞれの交付金額を決定します。
9	Q. 日本学生支援機構が発行する返還額証明書について、まだ返還が始まっていない場合はどうすればよいでしょうか。 A. 返還は、貸与終了月（大学等を卒業した月）の翌月から数えて7か月後から開始されます。まだ返還が始まっていない方は、発行はご不要です。奨学金返還証明書のみ発行を申請し、提出してください。
10	Q. 大学から貸与を受けた奨学金は、支援の対象になりますか？ A. 日本学生支援機構以外の公的機関等から貸与を受けた奨学金については、対象の可否を都で個々に判断しますので、お問い合わせください。 なお、貸与型奨学金で、第三者による代理返還が可能な奨学金であることが必要です。
11	Q. 他の団体から奨学金返還支援を受けています。支援の対象になりますか。 A. 他の団体からの奨学金返還支援が、本事業の補助対象範囲外であれば、本事業の支援を受けることは可能です。例えば、返還残高が300万円の奨学金の場合、本事業での補助金の額は150万円とります。本事業で支援しない残りの150万円について、他の団体から支援を受けることは可能です。 ただし、どのような団体から、本事業の補助対象範囲外のうちどのような部分の補助を、毎年度どの程度の補助を受けているのか等、ご本人から都へ個別具体的にご説明いただく必要がありますのでご注意ください。

12	Q. 育児休業を取得した場合、補助金の交付はなくなってしまいますか？ A. なりません。 育児休業、病気休業、病気休暇を取得しても、補助金は引き続き交付されます。 ただし、懲戒を事由とした停職処分を受けた場合、停職期間分を控除した額を交付します。
13	Q. 都の代理返還の方法について、本要項によると、日本学生支援機構の奨学金で定額返還方式を選択している場合は『先掛返還』で都が直接支払う予定とのことですが、『先掛返還』とはどのようなものでしょうか。 A. 先掛返還とは、返還期日が到来していない割賦金を前もって入金するものです。都からの毎年度の代理返還額に応じて、月々のご本人の口座からの引き落としは一定期間行われず、最終返還期日の変動がありません。(返還期間が変わりません) なお、『繰上返還』は、入金額に応じて最終返還期日が前倒しになるものであり、先掛返還とは異なるものです。
14	Q. 日本学生支援機構の奨学金に関して、都による代理返還を受けている間、奨学金返還用の自分の口座からの引き落としはどうなるのでしょうか。 A. Q13のとおり、都の代理返還は『先掛返還』により実施するため、毎年度、都が代理返還を行った以降の数回分についてはご本人の口座からの引き落としが中断する形となります。 以下の例を参考にしてください。 ○ 返還総額 350 万円、返還期間 18 年、毎月の口座引き落とし額 16,204 円、都の代理返還額年 15 万円の場合 ▽ 4 月～5 月：ご本人の口座から日本学生支援機構が 16,204 円引き落とし (6 月：都が代理返還額 15 万円を日本学生支援機構に振り込み) ▽ 6 月～2 月：ご本人の口座からの引き落とし中断(15 万円÷16,204 円=9.25…→9 か月分) ▽ 3 月～ ：ご本人の口座から 16,204 円引き落とし再開 口座の残高について十分ご留意いただくようお願いいたします。 なお、都の代理返還額と口座引き落としによるご本人の返還額を合わせた後の、予定返還額との差異は、<u>引き落とし中断の月数及び最終引き落とし回の額(上記の例では 18 年後の 3 月分)</u>で調整される予定です。詳細は、日本学生支援機構にお問い合わせください。
15	Q. 交付候補者の認定を受けた後、自分で奨学金貸与団体に何等かの手続きを行う必要があるでしょうか。 A. 原則として代理返還に伴う奨学金貸与団体への手続き等は都が行います。ご自身での奨学金貸与団体への手続きは、特別な事情がない限り不要です。
16	Q. 申請について、LoGo フォームが使用できない場合はどうしたらよいでしょうか。 A. 書面の郵送等による手続きをお願いします。都までご相談ください。

17	Q. 申請内容を間違えて入力したまま LoGo フォームの送信ボタンを押してしまいました。修正したいのですが、どうすればよいでしょうか。 A. いったん LoGo フォームから申請内容を送信した後は、LoGo フォームからは修正が行えません。もしも修正が必要となった場合は、東京都の担当（9 問合せ先）までお電話又はメールにてご連絡ください。 なお、LoGo フォームから申請した内容については、LoGo フォームのマイページよりご確認ください。
----	--